

第2回放射線の健康への影響に関する有識者会議の結果

1 日 時 平成24年6月25日（月） 午後7時～午後8時30分

2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

3 出席者 委 員：中野委員、樋口委員、玉木委員、堀越委員、河原田委員、渡邊委員
藪田委員、川島委員、片野委員（健康福祉部長）

幹 事：食品安全局長、健康福祉課長、医務課長、食品安全課長、衛生食品課長
環境保全課長、技術支援課長、保健予防課長

事務局：保健予防課次長、感染症対策係長、感染症対策係主幹
感染症対策係副主幹

4 会議内容

(1) あいさつ（健康福祉部長）

東日本大震災から1年以上が経過しましたが、この震災でお亡くなりになられた方々のご冥福を改めてお祈り申し上げますとともに、被災されました方々と、今なお、避難を余儀なくされている方々に、心からお見舞い申し上げます。

さて、本県では昨年の11月に第1回有識者会議を開催し、今般の福島第一原発事故による放射線の健康への影響について、本日まで出席をいただいている委員の皆さまからご意見をいただいたところです。その結果、本県においては、「今回の福島第一原発事故を起因とする放射性物質の人の健康への影響については、全く問題ないレベルである。」としてまとまったところでございます。

本日、第2回有識者会議を開催するわけですが、福島第一原発の状況に大きな変化はないものの、福島県で実施している健康管理調査の結果概要が公表されたこと、及び本県の放射線に関する測定データが蓄積されたことで、再度、委員の皆さまからご意見等を伺い、その情報を県民の皆さまにお伝えすることで、放射線に対する不安が少しでも早く払拭できればと考えたものです。

委員の皆さまには、専門的立場からご議論いただき、ご意見を頂戴できればと考えております。いただきましたご意見等につきましては、本県の今後の対応等の参考にさせていただきます。

(2) 出席者紹介

委員及び幹事の紹介

(3) 議事

①報告事項

事務局から次の事項について報告した。

ア 放射線の健康への影響に関する有識者会議設置要綱の改正について

イ 県内の空間放射線量・放射性物質の測定結果について

ウ 福島県で実施している「県民健康管理調査」結果の概要について

エ その他

※ 本県の取組み状況及び測定結果の詳細については、群馬県ホームページの「東日本大震災に関するお知らせ」をご覧ください。

【質疑等】

委員から以下のような質問があり、幹事が答えた。

- 飼料の利用自粛について、自粛後はどのように対応しているのか。
(幹事)

牛の飼育に必要なものであるため、輸入等で対応している。昨年度、暫定許容値を超えた飼料の廃棄処分については国の事業を活用し110トンほど行った。

②協議事項

放射線の健康への影響について

【委員からの主な意見等】

- 基準値が厳しくなり出荷制限等の措置がとられていることから、健康に影響ない状態であると考えている。

- 群馬県の対応として、福島県の健康調査を参考にすべきであると考えている。福島県の測定結果を見て直接影響が出る値ではなかった。群馬県内では、福島県以上の数値はなく健康に影響する数値ではない。栃木県での健康調査でも問題ないという結論である。群馬県内における線量の高い地域でも健康に影響する値ではない。

- 出前講座で現在まで100回以上講演しているが、今は教育現場で放射線についてどのように教育していくか、現場の先生方の不安が多いようである。

- 健康影響については、問題ないレベルであると考えている。ただ、測定器の校正や品質管理について、今後どのように管理していくのか聞きたい。

(幹事)

県内25か所のモニタリングポストが今年4月から稼働しているが、これは県内に限らず国が全国に整備を進めているもので、国が自主的に測定し管理している。県もデータを共有しており、その校正が正しく行われていくか注視をしていきたい。

- 一般の方から放射線のことを聞かれることも多々ある。改めてデータを見ると、未だ出荷制限がかけられている品目もある。アットランダムな情報でなかなか掴みづらいところはありますが、活用できればと思う。

- 水産物で赤城大沼のワカサギが採捕自粛がかけられている。趣味で釣りに行って、食べることについては何か規制があるのか。

(幹事)

県内の河川・湖沼は、場所、魚種により採捕の自粛、あるいはキャッチアンドリリースをお願いしている。

- 現在のデータとして、水や食品の中に存在する放射線についても、新たに設定された基準値において下回っているところが殆どで、その中で生活しているということで非常に安心感を抱いている。福島県、栃木県では健康調査が行われていて、特に栃木県での調査を拝見したが、殆どの方が問題ない水準に落ちついている。それに対して群馬県の数値というのは十分に低い水準であり、健康についても問題ない水準であると感じている。

- 1回のX線CT検査で20mSvくらいの被ばくをする。前回の会議でも述べたが、その値から見ると非常に少ない値である。福島県では甲状腺の検査を始めている。186の方がB判定となっている。これに関して将来的にこの結節をどのように判定していくのか、方針が分かれば教えていただきたい。

フォローアップをするということだと思うが、充実性部分は非常に判断が難しいと思う。甲状腺がんをどれだけ見つけるかというのは、実際診療していてもかなり難しい作業である。超音波だけでは分からないことは結構ある。そういう情報が分かったら、こちらの方に提供して欲しい。

(幹事)

継続的に間隔をおいて、超音波の検査を行っていくと聞いている。情報収集をして、速やかに報告したい。

- 前回の会議でも甲状腺の検査について意見があったが、福島県のデータは、今回の事故でこれだけの病変が出たのではなく、ベースとしてやれば30数%の病変が見つかるという結果である。

放射線によるがんはチェルノブイリの小児の場合においては5年。成人の場合にはデータはないが、概ね5年がピークになるということなので、今回の福島県の調査で放射線による病変は0であるという結果である。この方たちに、スクリーニングしていくということで、注目していく必要があると思うが、正常であった人たちに対しても何年かに一回、経過を見て行くということになると思う。

- 甲状腺の検査というのは、良性なしこりの患者さんの場合ずっとフォローをして精神的、物理的な負担をかけるということになる。群馬県に関して言えば、線量的には健康面、発がんのリスクからみても、ほとんど自然の放射線量と同じであるから、これで過剰な反応を示して健康な方に迷惑をかけるということは考えなければならない。

- 個人線量評価をするにあたって、色々なファクターを考えなければならない。放射性ストロンチウムの測定について、一部で国のモニタリングによって測定されたデータがあると思うが、県ではそのようなデータは持っているか。

(幹事)

県では放射性ストロンチウムの測定は行っていないが、環境省が公共用水域の河川等の底質、河川敷の調査を行っている。県内でも放射性ストロンチウムが検出されているが、事故以前から全国で調査を行っており、その範囲内であることから原発事故との関連はないと言える。

- 群馬県から200キロ離れたところでの事故ではあったが、放射線のフォールアウトがあって県全体が被ばくをしたということは事実である。

小児の甲状腺の等価線量を試算すると、FDAが安定ヨウ素剤の予防的服用の基準としている50mGy、これは、日本原子力安全委員会も安全基準として使っているが、小児の等価線量はこの基準よりもはるかに下であった。それを基にしても、健康影響はないと思う。

昨年3月から4月にかけて群馬県において被ばくの中心は主に呼吸による内部被ばくと外部被ばくも入ってくる。その後から現在に至って何が問題かということ、放射性セシ

ウムを中心とした内部被ばくである。昨年の3月から4月に関しては、放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくは、ほとんど健康に影響は現れてこないだろう。

現在、問題となっている放射性物質については、厳しい食品規制が敷かれており、結果もそれ（基準値）を遙かに下回るか検出されていないという状況下であることから、ほとんど放射性セシウムによる内部被ばくはないだろうと思う。このことから事故が起きてから1年3か月経っているが、放射性セシウムによる内部被曝による健康影響はほとんどないだろう。監視体制を続けていただき、しっかりと内部被ばくから群馬県民を守って頂きたいと思う。

今回のことを踏まえ、もし将来に似たようなことが起きた時にはただでは済まないかもしれない。その時のために、何か県として策を講じる必要があるかどうかということを考えて頂きたい。

- フォールアウトされた時に水源から流れてきた水について、浄水場で放射性セシウムがほぼ完璧に除去され、きれいな水になっており、ありがたいと思っている。継続してやって頂きたい。
- 出前講座で食品の検査について、どこで検査してくれるのかという質問が多い。具体的にそういう体制はどうなっているのか教えていただきたい。また、一覧表を群馬県として公表して頂けるとありがたいという意見を聞く。

（幹事）

一般の方が持ち込んでする検査は、市町村の窓口で受け付けており、市町村によって対応に差があるが、半分ほどの市町村が持ち込みによる検査を受け付けている。主に市町村の場合は学校給食を測っている。公表できるかは確認させてほしい。

- 上水は非常に厳しくチェックされているとのことだが、そこで発生する浄水発生土の放射性セシウムの濃度は測られていると思うが、だんだん減っているのか。

（幹事）

浄水発生土や下水汚泥は1キログラムあたり8000ベクレルを超えるものについては、指定廃棄物として国が処分する仕組みになっている。現在、群馬県には浄水発生土、下水汚泥を合わせて8000ベクレルを超えるものは437トンある。この量は増えてきていない。事故後はしばらく発生していたが、今は発生しているという状況ではない。

5 まとめ

- （1） 第1回会議の状況と大きな変化はなく、放射線の県民の健康への影響については問題ないこと。
- （2） モニタリング調査の実施及び測定結果の公表について、継続的に行っていくこと。

以上